### 小田原市火災予防条例等の一部改正の概要について

# 1 改正の背景・目的

平成24年に広島県福山市で発生したホテル火災や平成25年に長崎市で発生した 認知症グループホーム火災等において、火災後の調査結果により、多くの消防法令に 関する重大な違反があったことが指摘されています。

このような重大な違反がある建物について、利用者自らが建物の危険性に関する情報を入手して、建物を利用する際の判断ができるよう、その違反内容等を公表することにより、建物利用者等の防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すこととします。

この制度を開始するにあたり、小田原市火災予防条例及び小田原市火災予防条例施行規則(以下「小田原市火災予防条例等」という。)の一部を改正するものです。

### 2 公表制度の概要

(1) 公表の対象となる防火対象物

映画館、飲食店、物品販売店舗等のように不特定多数の人の出入りがある施設及 び旅館、ホテル等の宿泊施設のほか、病院、福祉施設等の施設とします。

(2) 公表の対象となる法令違反の内容

消防法で定める技術上の基準に従って、以下の消防用設備等を設置しなければならないもののうち、立入検査において当該設備を構成する機器等が一切設置されていないものとします。(機器等の不備等は対象外となります。)

- ア 屋内消火栓設備
- イ スプリンクラー設備
- ウ 自動火災報知設備
- ※ 屋内消火栓設備やスプリンクラー設備は初期消火に有効であること、自動火災報知設備は火災を早期に覚知することができるものであることから、これらの設備が設置されていない防火対象物は、火災が生じた際の被害が拡大するおそれが高いといえることから、当該設備の設置義務違反を公表の対象とします。
- (3) 公表する内容

ア 防火対象物の名称及び所在地

イ 法令違反の内容(当該法令違反が認められた防火対象物の部分を含む。)

ウ その他消防長が必要と認める事項 (例 テナントの名称等)

#### (4) 公表の時期

消防法令に関する違反が認められ、その結果を通知した日から14日が経過した日においてもなお当該検査結果と同一の違反が認められる場合に公表します。

また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

## (5) 公表する方法

違反対象物の公表は、本市消防本部ホームページに掲載します。 公表をしようとするときは、当該違反対象物の関係者にその旨を通知します。

## (6) 違反状態を是正した場合の措置

消防職員による立入検査において、消防用設備等に係る違反が是正されていること を確認した後速やかに、公表事項を削除します。

## 3 小田原市火災予防条例等の一部改正の公布及び施行予定日

ア 公布 平成28年9月予定

イ 施行 平成29年4月1日予定